

令和2年度実地指導における主な指摘事項の概要

1 内容及び手続の説明及び同意関係

(1) 重要事項説明書等への記載について

- ・ 重要事項説明書で、各項目の記入漏れや欠落等が確認され、文面の整理を指摘した例
- ・ 契約書に関しては、契約期間の更新申し出の日付の記入がない事例や契約書において記載が求められていた署名が欠落している例
- ・ 当該事例では、記載内容について、これまで利用者からの疑義等の申し出はなかったとしているが、正確な内容を記載した契約書に基づく両者の確認が求められていることから、必要項目の追加記載等により契約書を整備するとともに丁寧な説明を心がけるよう指導

(ポイント)

- 重要事項説明書は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスを選択するために必要な重要事項を説明し、当該事業所からの居宅介護支援を受けることについて、同意を得るもので、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認するものであり、その記載内容については正確で適正なものとする必要があります。

2 事務処理の適正化について

- ① 居宅サービス計画のサービス事業所への交付について、「ファックスで交付した」と記載され、FAX送信が常態化していると思われる事例があった。
個人情報利用に関する同意について、利用者及び家族から文書で同意を得ているが、その取扱いについて法令等の趣旨に沿って適切に行う必要があり、特にFAX利用に関しては、宛先番号の間違いや受診したFAXの放置等個人情報保護に課題が生ずる恐れがあることから、緊急時に個人情報を匿名化する等の対応をする場合を除いて、直接交付するよう指導
- ② 通所リハビリテーションの提供実績において、月に2回程度利用時間が延長になっている日が、その経緯についての記録が確認できないため介護支援専門員として、位置付けたサービス事業者のサービス提供状況や介護費請求に適格に関わるよう指導した例

(ポイント)

- 緊急やむを得ない事情がある場合を除き、個人情報の保護の観点からもFAXでの交付は避けることが望ましいと考えます。

なお、居宅介護支援事業所における個人情報の取扱いについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守して適正に行うことが求められています。

3 サービス担当者会議関係

- ・ サービス担当者会議の記録が確認できない事例があった。理由を、新型コロナウイルスの影響で開催できなかったとしているが、特別の事情により担当者会議を開催しないと判断した場合、その経緯及び判断理由を支援経過等に記録しておく必要があることを指導
- ・ 「デイサービスの送迎時間に重なる」「認知症状の悪化で様子を見ている状況」等の理由から、サービス担当者会議を開催せず、すべて意見照会とした事例があった。
同様に、通所リハビリテーションの利用に係わり認知症がある利用者に関して、「以前に行ったことも忘れていたので、様子を見る」として担当者会議を招集していない事例があった。
これらの状況が、客観的に「やむを得ない理由がある場合」に該当するか吟味するとともにやむを得ないと判断した状況を具体的かつ明確に記載することを指導した例

(ポイント)

- 担当者会議を開催しない「やむを得ない理由」がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとされているが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。
- 利用者の状況で、認知症状の悪化があるのであれば、少なくとも意見照会をして、日頃の利用者の様子を確認する等情報を共有するとともに専門的見地からの意見聴取を行う必要があるものと考えられます。
- 軽微な変更該当しない場合や、やむを得ない事情がないままサービス担当者会議の開催を行っていない場合については、居宅介護支援の業務が適切に行われないものとして運営基準減算の対象となるので、この点についても十分留意してください。

4 居宅サービス計画関連

(1) 医療系サービスの位置づけについて

- ・ 医療系サービスを位置づけた事例において主治医に意見を求めた記録が支援経過等に記載されていないため、主治医の意見を確認するとともに、指示の内容等を具体的に支援経過等の記録に残すことを指導
また、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治医に交付しなければならないとされているため、居宅サービス計画書を主治医に交付することを指導した例

- ・ 居宅サービス計画に、通所リハビリテーションを位置づけた事例で、主治医の指示の内容、作成した計画の医師への交付について記録がないため、あらかじめ利用者の同意を得て、主治医の意見を求めるとともに、その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成し、意見を求めた医師に当該計画を交付する等基準に沿った手続きを行い、これらを記録に残すよう指導した例

(2) 福祉用具貸与について

- ・ 希望により転落防止のためベッド柵を追加した事例で、身体拘束に当たるとして「家族に説明して了解を得る」と記載され、その後、柵を追加貸与しているが、この間の経緯や貸与理由等が記録されていない例
- ・ 起き上がりが大変になったことから要介護1であるが自費でベッドをレンタルしたいという事例では、貸与の経過は記載してあったが、本人の身体状況等に係るアセスメント結果、課題の抽出、介護支援専門員として自費による貸与の必要性の判断や選定理由などが記録されていなかった。
- ・ 一連の経緯や内容等を明確に記録するとともに福祉用具貸与事業所からの利用状況報告やモニタリング及び評価等に関しても関係書類として残す必要があることを指導した例

(3) 個別サービス計画書の提出依頼について

- ・ 居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業者等に対して、個別サービス計画書の提出を求めた記録がない事例
- ・ 個別サービス計画書の提出依頼について確認するとともに、提出を求めた事実の客観的証拠となるよう介護支援経過等に記録を残すことを指導した例

(ポイント)

- 医療系サービスを居宅サービス計画に位置づけるに当たっては、あらかじめ介護支援専門員が利用者の同意を得て、主治医の意見を求めなければいけません。
この際、医療系サービス事業所に対して行われる、主治医からの指示書によって情報提供を受けることや、要介護認定時の「主治医の意見書」の内容は介護支援専門員による医師の意見確認とは言えず、改めて介護支援専門員が自ら専門的立場で主治医からの意見を求める必要があります。
基準上、記録を残すことまでは義務付けられていませんが、記録を残すことで、交付漏れを防ぐとともに、交付した事実と求められた義務を果たしたことの証明にもなります。
- 福祉用具貸与については、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあることから、貸与の必要性に係るアセスメントや担当者会議において検討を十分行い、これらの経緯や内容等を明確に記録しましょう。
- 居宅サービス計画を居宅サービス担当者に交付したときは、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するとされています。また、サービス提供事業者との意識の共有を図るうえでも重要です。

5 支援経過等の記載内容の充実と正確性の確保について

支援経過等の内容を確認する中で、記載ミスが多く内容が読み取れない事例や、単に本人や家族とのやり取りが記録されており、アセスメントやモニタリング内容、利用者の心身状況等が明確にされていない事例があった。

当該記録は、単にメモではなく公的な文書であり、客観的な事実に基づいた記載するとともに、必要に応じて専門職として判断に関する根拠等を記載するよう努めることを指導

6 アセスメントについて

アセスメント用紙はあるが、日時等が記載された最新の記録として確認できない事例や居宅を訪問して行われているか明確でない事例があった。

運営基準に基づき正確な記載を心がけるとともに記録の保存についても適正に行われるよう指導した例

(ポイント)

- アセスメントに当たっては、入院中等の物理的な理由がある場合を除いて、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないとされています。また、アセスメントは居宅サービス計画作成の基本となるものであり、アセスメントの記録については、介護支援専門員が基準を遵守し、当該基準に沿って業務を行っていることを客観的に示すものであり、介護報酬算定の根拠でもあることから、正確な記載を心がけてください。

7 モニタリングについて

- ・ 通所介護事業所の宿泊サービスも利用している事例では、介護支援経過記録が少なく、モニタリングの場所や時間等の記載がほとんどないものが確認された。
- ・ 「モニタリング」との記載のみで、結果の記録がない事例や毎月のモニタリングの内容がほぼ変わらない事例が確認された。

基準に基づく居宅訪問によるモニタリングの実施に努めるとともに、特段の事情があると判断した場合については、その具体的な内容を記録しておくことを指導した例

- ・ モニタリング結果の記録が確認できない月があり、モニタリングの内容についても記載内容に乏しく、居宅サービス計画書の目標に対しての評価が確認できない事例があった。
介護支援経過へのモニタリング結果の記載について、記載方法や様式等を工夫するとともに記録内容の充実に努めるよう指導した例。

(ポイント)

- モニタリングについては、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること及び少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記

録することとされています。特段の事情については、利用者の事情によって、利用者の居宅を訪問して面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないとされています。

8 その他

(1) 退院退所加算に係るカンファレンスについて

加算算定要件が、病院等の職員からの情報収集でカンファレンスの場合に限るとされる事例で、カンファレンスへの参加者が、「家族、入院先の看護師、担当リハビリ担当療法士、退院後に関わる通所介護事業所生活相談員、福祉用具貸与事業所相談員」及び介護支援専門員となっており、次のカンファレンスに該当せず加算の算定要件を満たしていない事例

※ カンファレンスの参加者は、医科診療報酬における退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされ次のとおりとされています。

「入院中の病院等の医師又は看護師が、患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の医師（若しくは看護師等）、保険医である歯科医師（若しくはその指示を受けた歯科衛生士）、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの訪問看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行うことが規定されている。」

加算等の算定に当たっては、要件等を事前に十分確認した上で手続きを進めることを指導した例

(2) 通所介護事業所における宿泊サービスについて

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」3 宿泊サービスの提供(1)において「利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象」として 宿泊サービスを提供すること。

また、「やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること」とされているので、この趣旨に沿って、介護支援専門員としての立場から、利用者の心身の状況や家族の事情等に応じたサービス提供を検討し、利用者及び家族に対し、制度の趣旨も含めて分かりやすく説明し理解を得るとともに、具体的対応策を検討するよう指導した例

(3) 通院等乗降介助の位置づけについて

居宅サービス計画書の第1表に、通院時等乗降介助の算定理由が記載してあるが、理由の記載内容が不十分であると思われる事例があった。算定理由を明確に記載することを指導した例

(4) 計画単位数が限度額を超過した事例の取り扱いについて

介護支援専門員によって適正に限度額管理の手続きが行われなかったため、限度額を超えた利用者の自己負担分が徴収していない事例が確認された。

また、介護支援専門員が作成するサービス提供票に限度額超過の単位が記載されていなかった。

給付管理業務の流れを再度確認し、区分支給限度額基準に照らして適正な給付管理に努めることを指導した例